



兵庫県 洲本市
令和8年度採用(第1回)
洲本市地域おこし協力隊募集要項



洲本市について

兵庫県洲本市は淡路島の中央部に位置し、面積は約 182.38 平方キロメートル、人口約 4 万 300 人の市民が暮らしています。瀬戸内海国立公園の指定地域として三熊山・大浜海水浴場・五色浜など風光明媚な名所や、豊かな自然に恵まれたまちです。

淡路島は、古事記に国生みの島として記述されており、また「御食国（みけつくに）」のひとつとして、山海の幸を大和朝廷に献上した食材の宝庫であったほか、古くから畿内と四国を結ぶ交通の要衝として位置づけられていました。本市は中世以降、淡路島の政治、経済、文化の中心として発展してきました。明治、大正期には紡績が盛んに行われ、当時の工場のレンガ建物が、今はレストランや図書館などに姿を変え、現在にその面影を伝えています。

現在、本市では、先人たちが築き、守ってきた自然や歴史、伝統や文化を未来へと「つなぎ」、人と人、地域と地域などの「つながり」を大切にした、まちづくりを進めています。

このようなさまざまな「つながり」を支え、地域に活力をあたえ、魅力あるまちづくりの実現に意欲的に活動していただける隊員のみなさまをお待ちしております。



I. 業務概要

行政や地域住民または関係団体と協力、連携し、【基本的活動】（下記～p.4 参照）と【地域おこし活動】をしていただきます。

【基本的活動】：優先的に行ってもらう「市長が定める主たる活動」です。

【地域おこし活動】：【基本的活動】の内容に沿い、地域力の維持・強化に資する活動で隊員が自主的に行う活動です。

○カテゴリ:A-I(地域と拠点のリノベーター)

【担当課：企画課】

募集人数：1名

■活動領域：洲本市内全域

(主な活動エリアとして五色地区を予定しています)

※居住地として、五色地区内の空き家を利用していただく予定です。

※対象物件の選定や調整については、洲本市と連携して進めていきます。

■【基本的活動】活動内容

◇都市部の大学や企業、地域の住民団体など多様な主体の連携による『空き家・空き店舗などの既存ストックの再生や活用を軸にした地域活性化・地域コミュニティづくり』に関すること

◇地域資源の利活用や発信に関すること

◇兼業・副業・プロボノ^{※1}・ワーケーションなど、多様な働き方・関わり方を求める地域外人材の確保や定着に関すること

◇関係人口^{※2}の創出拡大に関すること

■理想の人物像・条件等

◇上記の活動に興味がある者

◇明るく、元気で、前向きで、人との交流が好きな者

◇隊員同士、連携・協力して事業を進めていくことができる者

◇洲本市の中で、自ら稼ぎ口を作り出そうとする者

◇地域ボランティア活動等の経験がある者

※1 プロボノ：職業上のスキルや経験を生かして、

洲本市の発展や課題解決に取り組む社会貢献活動のこと

※2 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、

観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す



○カテゴリ:A-2(里山里海資源レンジャー)

【担当課：企画課】

募集人数：1名

■活動領域：洲本市内全域

■【基本的活動】活動内容

◇都市部の大学や企業、地域の住民団体など多様な主体の連携による『放置竹林を資源として再生・活用する取り組みを中心に、里山里海資源の利活用と課題解決による地域活性化・地域コミュニティづくり』に関すること

◇地域資源の利活用や発信に関するここと

◇兼業・副業・プロボノ・ワーケーションなど、多様な働き方・関わり方を求める地域外人材の確保や定着に関するここと

◇関係人口の創出拡大に関するここと

■理想の人物像・条件等

◇上記の活動に興味がある者

◇農業、治山、資源循環に興味がある者

◇明るく、元気で、前向きで、人との交流が好きな者

◇隊員同士、連携・協力して事業を進めていくことができる者

◇洲本市の中で、自ら稼ぎ口を作り出そうとする者

◇地域ボランティア活動等の経験がある者



◎参考サイト（カテゴリ A-1、A-2 共通）

・バンカランカ

<https://bankalanka.com>



・淡路島ゼロイチコンソーシアム

<https://workation.life/consortium/>



・淡路島クエストカレッジ

<https://awaji-qc.jp/>



○カテゴリ:B(子どもの笑顔プロデューサー)

【担当課：子ども子育て課】

募集人数：1名

■活動領域：洲本市内全域

■【基本的活動】活動内容

◇市内の保育所等^{※3}において、子どもたちと地域の交流や、専門人材による体験活動等のイベントを企画し、実施する

◇上記イベントを充実させるための人材を発掘・関係を構築し、卒隊後もその人材と保育所等が協力体制を継続できるよう任期中に橋渡しをする

◇保護者向けの情報発信の充実や、保育システムの運用における保育士の技術的サポート等、事務的な支援をする

◇本市の保育士等の職の魅力向上に寄与する事業を企画し、実施する

◇その他、本市の子ども・子育て支援に関する業務

※3 保育所等：保育所、認定こども園、放課後児童クラブなどの施設のこと

■理想の人物像・条件等

◇明るく元気で、子どもたちとの交流が好きな者

◇地域内外で良好な関係を構築し、保育所等や関連事業者と協力体制を築くことができる者

◇現役・OBOG隊員と同士、連携・協力して事業を進めていくことができる者

◇活動における人脈や経験を活かし、市内で起業、就業して定住する意志のある者

◇子どもに関わる業務経験者や、保育士資格等を有する者は、採用を優遇します（必須条件ではありません）

◎参考サイト

・令和8年度保育所・認定こども園の利用申込について（市公式HP）

<https://www.city.sumoto.lg.jp/site/tunagarumachi/33358.html>



・令和8年度洲本市放課後児童クラブ利用申込について（市公式HP）

<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/26/33222.html>



2. 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

- (1) 令和8年4月1日時点で、年齢が満20歳以上の方（性別は問いません）。
- (2) 三大都市圏等（※）に在住し、採用後洲本市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方（ただし、条件不利地（※）からの場合、制限されることがあります）。（地域要件に係る応募資格の確認については、以下サイトでお調べいただかずか、直接問合せ先までご連絡ください）

参考サイト

<https://www.soumu.go.jp/chiikiokoshitai/faq/index.html>



- (3) 契約期間を全うする意志のある方で、契約期間満了後に洲本市内で起業、就業して定住する意志のある方。
- (4) 心身ともに健康で、過疎地域等の活性化に意欲があり、地域住民と親交を深め、誠実に職務ができる方。
- (5) 自らの意志及び責任において主体的に活動を実施できる方。
- (6) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している（ペーパードライバーでなく、実際に運転できる）方。
- (7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント・インターネット操作など）の一般的な操作のできる方。
- (8) 外国人の方においては、日常生活や活動において意思疎通に支障のない程度の日本語を話すことができる方。
- (9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。
- (11) 過去に、洲本市地域おこし協力隊として委嘱された経験のある方は除外。

※「三大都市圏等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の全ての区域及び政令指定都市をいう。

※「条件不利地」とは、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法のいずれかの指定地域を有する市町村をいう。

3. 募集人数 : 合計 3 名

- ・A-1（地域と拠点のリノベーター）：1名
- ・A-2（里山里海資源レンジャー）：1名
- ・B（子どもの笑顔プロデューサー）：1名

4. 活動地域

1. 業務概要「市長が定める主たる活動【基本的活動】」（p.2～p.4 参照）の記載のとおり。

5. 活動日

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる日数（一ヶ月単位で判断します）。

※活動内容によっては、土・日・祝日の活動も含まれます。

6. 活動時間

契約する活動に対して、予定している成果を達成することができる時間。

7. 活動期間

◎初年度は委嘱日から令和9年3月31日までとします。

※各カテゴリの委嘱日は、「10. 募集スケジュール」をご覧ください。

※但し、第2次審査（面接試験）の結果、合格された場合でも正式な隊員として委嘱されるまでに、原則（最長）一ヶ月の試用期間があります。詳細については、後述の「12. 試用期間《短期地域おこし活動員（準隊員）》」をご覧ください。

◎隊員の委嘱期間は別途定めますが、基本は1年間（4月1日から翌年3月31日まで）とします。

※但し、上記期間は基本とし、この期間によらない場合もあります。

※上記期間の更新等については、日ごとに作成いただく日報と、年2回程度開催する活動（実績）報告（プレゼン等による発表）の内容等を基に期間更新を決定します。

※活動期間は最長3年（36ヶ月）まで延長する場合があります。

8. 報償費

月額 225,000円

※但し、予定していた成果が達成されない場合は、減額してお支払いする場合があります。

9. 待遇等

○報償費以外で、市が支給できるもの（活動費 2, 000, 000

円/年の範囲内）の例

- ・活動期間中の住居は、各自で探していただきますが、賃貸住居の場合は、入居に際し必要となる敷金、礼金及び毎月の家賃は、規定の範囲内で市が負担します。
※ただし、試用期間中の家賃及び敷金または礼金については自己負担となりますので、ご注意ください。
- ・活動に必要となる、消耗品等は市と協議のうえ、購入します。
- ・活動に必要となる、車両及び各種備品等は市が貸与します。
- ・市が必要と認めた研修旅費については、「洲本市職員等旅費に関する条例」等に基づき、予算の範囲内で支給します。

○市が支給できないもの（各自で負担していただくもの）の例

- ・食費、光熱費、通信費、駐車場代、町内会費等。
- ・本市までの交通費、引越しに必要な経費。
- ・試用期間中の家賃及び敷金または礼金。
- ・社会保険には各自で加入してください。

※本市との雇用契約はありません。業務委嘱契約によるものです。

※確定申告は各自で行ってください。

※試用期間中の身分については、正規隊員と異なる内容があります。

10. 募集スケジュール:全カテゴリ共通

募集開始	募集〆切	2次審査	委嘱予定日
令和7年 12月26日	令和8年 2月16日	令和8年2月下旬頃 ～3月上旬頃(予定)	令和8年5月1日 (準隊員期間) 令和8年4月1日～4月30日

11. 選考方法

《第1次審査:書類審査》

下記の①から④の書類（※④は任意提出）を準備し、郵送または直接、提出してください。

①「令和8年度 洲本市地域おこし協力隊応募用紙」

※応募用紙には、「志望動機、地域おこしに対する思い」と「基本的活動に関して生かしたい自身の能力等」、「活動終了後の自分」の項目があり、記入必須となります。

②住民票

③普通自動車運転免許証の写し

④その他PR資料【任意】

※過去に取り組んだ地域おこし活動、社会貢献活動、企画したイベント、事業等の資料や商品開発、研究成果資料等。

《第2次審査:個人面接》

第1次審査合格者を対象に、洲本市内にて面接を実施します。開催日時や方法等については、別途、お知らせします。

◎第2次審査において、基本的活動またはその活動を通してご自身が取り組みたい内容について、別途、企画書を作成し、提出することができます(ただし、様式は任意、枚数や図表の使用等の文書構成は問いません(目安として、A4用紙1枚程度))。なお、ご提出いただけた場合は、第2次審査(面接)における評価の加点対象といたします。

I2. 試用期間<<短期地域おこし活動員（準隊員）>>

本市では、正式に地域おこし協力隊として委嘱する日の前（最長）一ヶ月間について、独自に「短期地域おこし活動員（準隊員）」という身分で、試用期間を設けて活動していただいています。

これは、隊員希望者が洲本市や淡路島のことをよくご存じでない場合、すぐに隊員として活動をはじめるにあたって、地域の基本的情報が乏しく活動に支障をきたしたり、生活環境に慣れず体調を崩されたり、また、迎え入れる地域や行政と活動に関する相互理解が十分でなく、悩んだりされることがある程度事前に防ぐためです。

また、正式に隊員として委嘱後に、円滑に活動していただくことを期待して設けています。

«試用期間»

委嘱（予定）日の前（最長）1ヶ月間

«身分等諸条件»

短期地域おこし活動員（準隊員）である期間は、本市地域おこし協力隊の身分等諸条件と一部異なる内容で活動していただきます。

I 3. 協力隊活動に関連した見学・体験ツアーの案内

活動に関連した見学・体験ツアーを開催します。

・開催日時：令和8年2月13日（金）

※令和8年2月14日（土）～2月15日（日）にも関連イベントが開催されます。

※ツアーの詳細は、市公式ページをご確認ください。

HP：<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/7/34558.html>



I 4. 応募・問い合わせ先

洲本市企画情報部企画課（本庁舎5F）

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

電 話：0799-22-3321（代） 内線1514

F A X：0799-22-1315

Eメール：kikaku@city.sumoto.lg.jp

HP：<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/7/34509.html>

▼応募用紙のダウンロードも可能です▼



洲本市地域おこし協力隊 隊員紹介

毛利 優花(もうり ゆうか)



▲報告資料
※掲載している資料の無断転
載・二次利用を禁止します。



転出元／富山県富山市

委嘱日／令和5年5月1日

連携課／企画課

活動内容／域学連携活動の推進や関係人口
の創出拡大、外部人材の滞在活
動拠点の整備・管理運営など

野原 輝人(のはら てると)

転出元／東京都町田市

委嘱日／令和5年5月1日

連携課／子ども子育て課

活動内容／保育所での交流・体験イベントの
企画運営、保育や保育士の魅力向
上、保育所業務の支援など



▲報告資料
※掲載している資料の無断転
載・二次利用を禁止します。

野口 大輔(のぐち だいすけ)



▲報告資料

※掲載している資料の無断転載・二次利用を禁止します。



転出元／岐阜県岐阜市

委嘱日／令和7年6月1日

連携課／企画課

活動内容／企業や大学などと連携した地域づくり、多様な働き方・かかわり方を求め
る人材の確保や定着に向けた活動など

中野 聖子(なかの せいこ)

転出元／大阪府大阪市

委嘱日／令和7年6月1日

連携課／生涯学習課

活動内容／音楽系の事業を重点とした芸術・
文化の振興、洲本市文化体育館自
主事業等の企画・運営など



▲報告資料

※掲載している資料の無断転載・二次利用を禁止します。

先輩隊員からのメッセージ



【毛利隊員より】

おもしろい人、場所、コトがぎゅっとつまつた淡路島
自分らしい視点で新しい発見をして、洲本と一緒に盛りあげましょう～！



【野原隊員より】

洲本での暮らしは、ちょうどいいコンパクトで、
不自由を感じることはほとんどありません。
ご飯もおいしいし、自然もあるし、人も優しいです。
(休日には気軽に神戸や四国にも遊びに行けます。)



【野口隊員より】

洲本市の皆さんには、とても温かく、移住者の方も多いため、働き方なども
同じ境遇の人が多くすぐに地域に溶け込むことができました！
今では、第2のふるさとのような感覚です。



移住支援関連の案内

○淡路島 洲本移住ナビ

移住検討者向けのサイトです。



○ GOTO移住キャンペーン

洲本市へ移住を検討されている方を対象に、お試し移住滞在費助成をしています。



○ おいでよ洲本新生活支援事業

淡路島外から移住した2人以上の世帯等が、住宅を購入または賃貸借した場合に、住宅取得費用や引越費用、自動車購入費用などの新生活に必要な費用の一部を助成します。



洲本市の位置

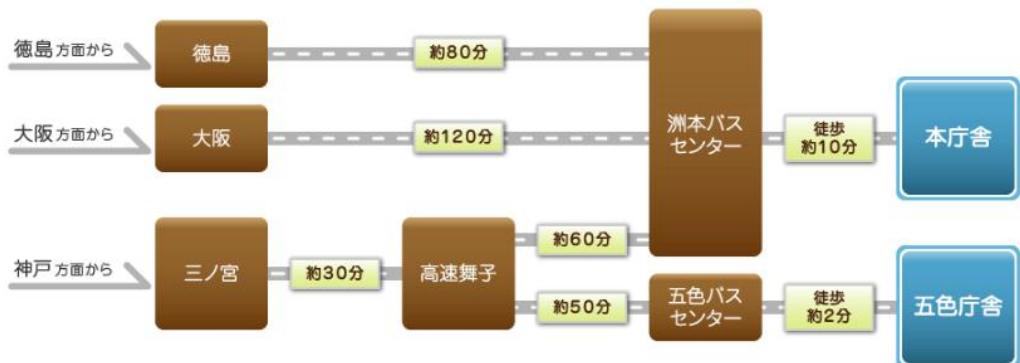


洲本市へのアクセス

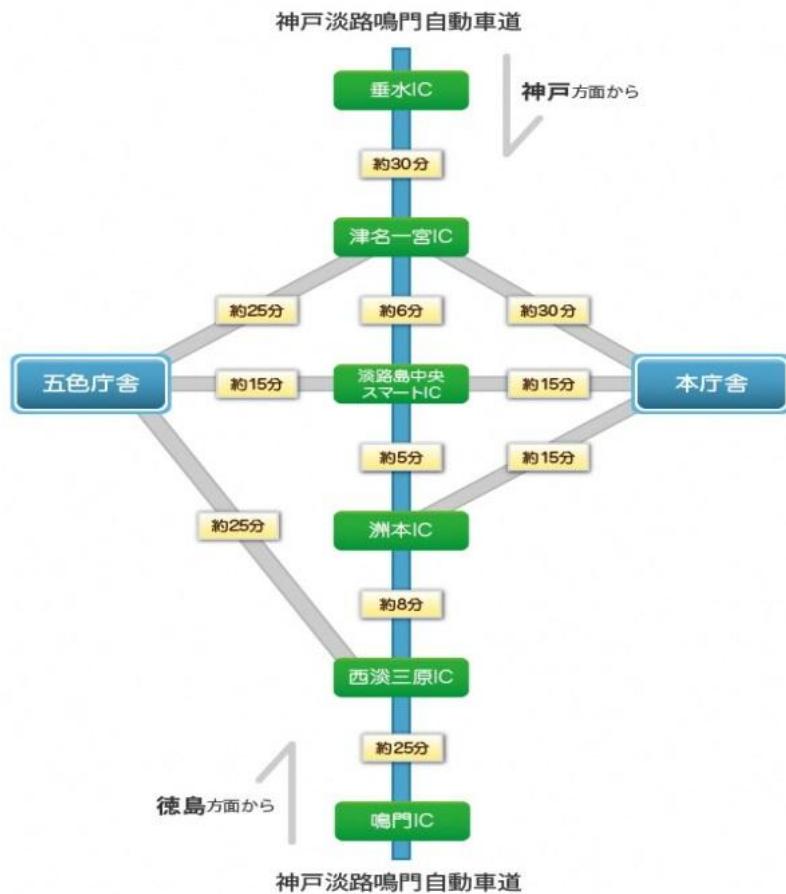
【バスでお越しの場合】

淡路島高速バス検索サービス「busmo」

<https://busmo.656.ch/>



【お車でお越しの場合】





・洲本市地域おこし協力隊の紹介（市公式HP内）

<https://www.city.sumoto.lg.jp/site/chiikiokoshi/>



・洲本市地域おこし協力隊のOB・OGの紹介（市公式HP内）

<https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/7/32597.html>



Facebook 淡路島・洲本市地域おこし協力隊

<https://www.facebook.com/sumotonews>



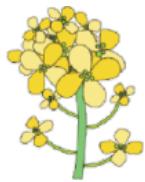
Instagram 洲本市地域おこし協力隊

<https://www.instagram.com/sumoto.kyoryokutai?igsh=MWowbjFtcHJ5b3hvdA==>



市のシンボル

市の花



菜の花

市の木



松

市の鳥



千鳥

市の魚



鰯（さわら）

市の公式マスコットキャラクター



なのは



洲本においてよ！(洲本城跡)